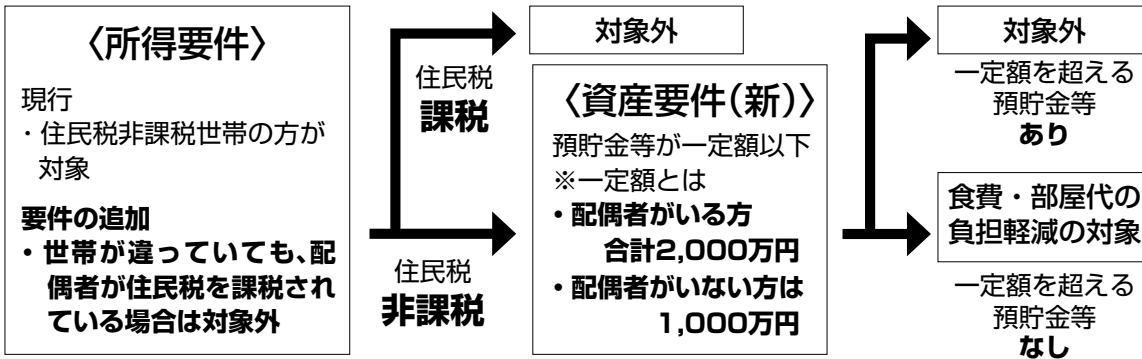


〈食費・部屋代の負担軽減対象者の判定の流れ〉

※左図の「預貯金等」に該当するものについては、下記の表をご確認ください



■「預貯金等」に含まれないもの
 ・生命保険、自動車、腕時計、宝石など、時価評価額の把握が難しい貴金属など
 ・絵画、骨董品、家財など

※負債(借入金・住宅ローン)は、預貯金等から差し引いて計算します。(借り入れ証書などで確認)また、価格評価は、申請日の直近2か月以内の写し等により行います

「預貯金等」に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは添付を求めます)
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば、口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告

■「預貯金等」に含まれるもの

〈利用者負担段階と負担限度額〉

《配偶者の所得を勘案する理由》
 配偶者間では、民法上も、他の親族以上に家計を支え合うことが求められることから、配偶者の方が住民税を課税されている場合には、食費・部屋代を

利用者負担段階	対象者	負担限度額(日額)			
		部屋代	食費		
第1段階	・世帯の全員が住民税を課税されていない方で、年齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	多床室	0円	300円	
		従来型個室	(特養等)		320円
			(老健・療養等)		490円
		ユニット型準個室	490円		
ユニット型個室	820円				
第2段階	・世帯全員が住民税を課税されていない方で、合計所得金額と公的年金等の収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室	370円	390円	
		従来型個室	(特養等)		420円
			(老健・療養等)		490円
		ユニット型準個室	490円		
ユニット型個室	820円				
第3段階	・世帯全員が住民税を課税されていない方で、上記の第2段階以外の方	多床室	370円	650円	
		従来型個室	(特養等)		820円
			(老健・療養等)		1,310円
		ユニット型準個室	1,310円		
ユニット型個室	1,310円				
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし			

高額介護サービス費が 引き上げられます

高額介護サービス費は、介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担に設定されている月々の上限の事で、1か月に支払った利用者の負担の合計が上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。一般的な所得の方の負担の上限は37200円です。

月々の負担上限

区 分	負担の上限 (月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円 (世帯) <新設>
世帯内のどなたかが住民税を課税されている方	37,200円 (世帯)
世帯の全員が住民税を課税されていない方	24,600円 (世帯)
・ 高齢福祉年金を受給されている方	24,600円 (世帯)
・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	15,000円 (個人)
生活保護を受給されている方	15,000円 (個人)

上記の表の通り、特に所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方については、相応のご負担をお願いするため、負担の上限が37200円(月額)から44400円(月額)に引き上げられます。

負担上限の引き上げ対象になる方は、同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる方です。ただし、
 ・ 同一世帯内に65歳以上の方が1人で、その方の収入が383万円未満の場合
 ・ 同一世帯内に65歳以上の方が2人以上で、それらの方の合計収入が520万円未満の場合

には、その旨を町にあらかじめ申請することで37200円になります。

負担上限が引き上げられるのは、平成27年8月1日以降に利用されたサービスのご負担からとなります。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。

《判定の流れ》

Step1

同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいるかどうか。

・ いない場合

→ **37,200円 (月額)**

・ いる場合

→ **44,400円 (月額)**

Step2

同一世帯の65歳以上の方の収入が…

・ **383万円**

(同一世帯内の65歳以上の方が1人の場合)

・ **合計520万円**

(同一世帯内の65歳以上の方が2人以上いる場合)

未満であるかどうかで判定します。

(申請が必要)

